

監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和7年9月24日付け公表）に係る措置状況の通知がありましたので、同上14条の規定により公表する。

令和8年3月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘行
尾花沢市監査委員 小関 英子

1.（監査の種類）

課名等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
尾花沢市商店街協同組合 令和7年10月15日 措置報告 所管：商工観光課	<p>指定管理について</p> <p>1. 指定管理料の支出のうち修繕料について、基本協定書のリスク分担表では、税込30,000円を超えるものは市が対応することとされている。しかし、30,000円を超えた支出が数件確認された。修繕が必要と感じた時点で市に相談し、指示を受け、市からは、10万円以下は受託者で対応するよう指示されているとのことであったが、基本協定書の内容と整合しない。</p> <p>補助金について</p> <p>2. 尾花沢市商工振興補助金（商業活性化事業）100万円の事業計画書の事業計画に記載のある宅配サービス事業（商工観光課）、配食サービス事業（福祉課）はどちらも本補助金とは別の市受託事業である。</p> <p>3. 尾花沢市商工振興補助金（商業活性化事業）収支精算書において、他団体からの補助金と合算された収支精算書となっているため、本市補助金の使途が明確になっていない。補助金100万円に対する補助対象経費、その金額が明確にされた収支精算書を作成されたい。</p> <p>内部事務について</p> <p>4. 令和2年度に実施された監査の講評にて改善事項としていたが、公文書に関わる組合内の決裁行為が見受けられない。また、現金の出納について一部で決裁行為が見受けられるものの、決裁行為が見受けられないものが多い。年間の収支規模が多額となることから内部統制の面から改善されたい。</p>	<p>1. これまでも施設修繕の際は指定管理者である商店街協同組合と協議しながら修繕を実施してまいりましたが、指摘事項に基づき今後は基本協定書別記1リスク分担表の役割分担を遵守し、商店街協同組合と協議して実施にあたります。</p> <p>2. 指摘事項のとおり宅配サービス事業及び配食サービス事業について、本事業とは別件の委託業務でありますので、今後提出された事業計画書を精査し指導してまいります。</p> <p>3. 指摘事項のとおり、尾花沢市商工振興補助金実績報告内の収支精算書、収入の部について、市補助金100万円の他に商工会からの助成金、商店街持出分も含まれており、支出部門2,452,577円のうちどの程度市補助金が使われているか明確でない精算書となっているため今後は補助金の使途が明確になるよう収支計画・精算書を作成するよう指導いたします。</p> <p>4. 前回及び今回の監査において指摘されたことを重く受け止め、今後組合員に公文書及び現金の出納を取り扱う際は決裁行為を怠らないよう指示し改善するよう指導してまいります。</p>

課名等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>その他</p> <p>5. 運営規約付則に現存しない部、役職が記載されている。</p> <p>商工観光課</p> <p>6. 「おばねくらし応援券」の実施主体は尾花沢市であることから、応援券に係る部分を補助金として交付し、諸経費を委託料で別途支払っているが、補助金とは本来事業実施主体に対して交付されるものである</p>	<p>5. 運営規約及び付則の見直しを行い、現状と矛盾の無いよう必要に応じ役員会及び定時・臨時総会にはかり訂正するよう指導してまいります。</p> <p>6. 指摘のとおり「おばねくらし応援券」事業については実施主体は市であり、補助金として支出した金券分について諸経費を含めて委託料として支出すべきであった。今後は内容を精査し、事業執行にあたりたい。</p>